資料№9-1

実施状況シート６【適用除外】

【担当課・グループ名】 総務課　情報公開室

行政活動の名称	四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
概　要	行政不服審査法の改正に伴い、審理手続上の制度の適用除外その他所要の規定の整備を行うもの。
市民参加手続の対象とする根拠（条例第6条）	☐　第1項第1号（市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更） ☐　第1項第2号（市の基本方針を定める条例の制定・改廃） ☑　第1項第3号（市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃） ☐　第1項第4号（大規模な市の施設の設置計画の策定・変更） ☐　第1項第5号（市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃） ☐　第1項第6号（行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃） ☐　第4項　　（上記以外の行政活動）
実施しない根拠（条例第６条第２項）	☐　第1号（軽易なもの） ☐　第2号（緊急に行わなければならないもの） ☐　第3号（法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの） ☐　第4号（市の機関内部の事務処理に関するもの） ☐　第5号（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの） ☑　第6号（その他前各号に準ずるもの）
詳しい理由	既に設置されている情報公開・個人情報保護審査会に審理員制度と同等の機能を持たせるため、行政不服審査法第９条第１項に規定している審理員を指名する手続を適用除外とする条例改正であり、第３号に準じ第６号に該当するため。

公告日 *1	28年2月18日　公告第43号		その他の公表	28年2月18日	
計画等決定時期 *2	28年3月31日	行政活動実施時期 *3	28年4月1日	実施段階(PDCA) *4	A

*1･･･条例第６条第３項の規定による公表期日を記載
*2･･･計画等を決定した日を記載
*3･･･行政活動の実施をした日を記載（未実施の場合は、予定日を記載）
*4…当該行政活動の実施段階を記載（P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階）

市民参加推進本部コメント
適切である

市民参加推進評価委員会コメント
適切である